

## 第8章 歴史的風致形成建造物の管理の方針

### 1. 歴史的風致形成建造物の管理の方針

歴史的風致形成建造物は、重点区域内における歴史的風致を形成しており、かつその維持及び向上のため保全を図る観点から、所有者、管理者等による当該建造物の適切な維持管理及び活用が求められている。

従って、必要に応じてその復原、復旧のための修理又は調和を図るための修景等を行うことにより歴史的風致の維持及び向上に努める。

○ 山口県及び萩市の文化財保護条例に規定する指定文化財については、その文化財的価値を担保するために、条例の趣旨に基づき当該歴史的風致形成建造物の内外にわたり、維持修理又は根本修理等を行うことを原則とし、歴史及び伝統の公開の場として活用を図る。

○ 文化財保護法等に規定する登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物及び文化的景観における重要な構成要素並びに萩市伝統的建造物群保存地区保存条例に規定する伝統的建造物(国選定重要伝統的建造物群保存地区内のうち伝統的建造物を除く。)については、主として外観において文化財的な価値を担保するために適切な維持修理又は根本修理等を行うとともに、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を図るため、同法にそれぞれ定める現状変更の規制の範囲内において適切な修景を行う。

○ 景観法に定める景観重要建造物及び景観重要公共施設、並びに歴史的風致の維持及び向上に資するものとして萩市長が特に認めたものについては、主として道路その他公共の場所から容易に望見される範囲の景観上の調和を図るために適切な維持又は復原のための修理又は修景を行い、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を図る。それ以外の範囲については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げないよう必要な改修を行う。

また、未指定の文化財のうち、将来において市指定が見込まれるものについては、事前に適切な調査等を実施して価値を明らかにし、その価値が減ることがないように然るべき修理、修景及び改修を行うこととする。

管理にあたっては、萩市は所有者等に対して技術的な助言、指導を行うとともに、所有者等は管理に必要な事項を定期的に萩市に報告することとする。

さらに次の(1)～(3)のうち1つに該当した場合、歴史的風致形成建造物の指定を解除する。

- (1) 歴史まちづくり法第17条に規定する当該歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は国選定重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は、滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したとき。
- (2) 市長が公益上の理由その他特別な理由があるとして、指定解除すべきと判断したとき。
- (3) 萩市における歴史的風致形成建造物の指定の方針を満たさなくなったとき。

併せて、歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転または除去をしようとする場合、当該行為を着手する日の30日前までに市長に届出なければならないとされているが、次に掲げる行為については、歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定により、届出を不要とする。

- (1) 登録有形文化財について、文化財保護法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- (2) 登録有形民俗文化財について、文化財保護法第90条第3項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- (3) 登録記念物について、文化財保護法第133条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- (4) 文化的景観における重要な構成要素について、文化財保護法第139条第1項の規定に基づく現状変更等の届出を行った場合
- (5) 山口県指定の有形文化財について、山口県文化財保護条例第19条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合及び同条例第20条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- (6) 山口県指定の史跡名勝天然記念物について、山口県文化財保護条例第40条の2第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合及び同条例第41条の規定に基づく修理の届出を行った場合
- (7) 萩市指定の文化財について、萩市文化財保護条例第11条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合及び同条例第12条の規定に基づく修理の届出を行った場合
- (8) 伝統的建造物について、萩市伝統的建造物群保存地区保存条例第4条第1項の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合
- (9) 景観重要建造物について、景観法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合
- (10) 景観重要公共施設について、景観法第16条第5項の規定に基づく行為の通知を行った場合